

氏名(本籍)	^{みなみ} 南 ^{やま} 山 ^{あつし} 淳(東京都)
学位の種類	博士(法学)
学位記番号	博乙第1843号
学位授与年月日	平成14年5月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	社会科学研究科
学位論文題目	国際関係理論と権力／知 —安全保障認識における主体構成問題—
主査	筑波大学教授 法学博士 進藤 榮一
副査	筑波大学教授 中村 紀一
副査	専修大学助教授 博士(法学) 松岡 完
副査	筑波大学教授 博士(法学) 波多野 澄雄

論文の内容の要旨

国際システム構造の動態を説明・理解することは、現代国際関係理論の最重要課題である。にもかかわらず、ネオリアリズムやネオリラベル制度主義に代表される主流派国際関係理論は、冷戦の終焉という国際システムの構造変動の可能性を真剣に研究の俎上にのせることはなかった。多くの国際関係理論が、冷戦構造の崩壊を予測・説明することが説明ができず、結果として、学問としての国際関係論に、深刻なアイデンティティ・クライシスをもたらすことになった。

冷戦構造の崩壊は、なぜ国際関係論にアイデンティティ・クライシスをもたらすことになったのか、それは実証主義的な認識論に依拠してきた国際関係理論が、国際関係論という「知」の体系をめぐって展開する権力関係に、ほとんど関心を払うことなく、国際関係理論を客観的な「道具」として扱ってきたからであるというのが著者の主張である。

本論文のねらいは、国際関係理論という「知の体系」がどのように再生産されてきたのか、またそれはいかなる歴史的、社会的、政治的条件によって制約されているのかという問題意識に基づき、国際関係論という(社会)科学的言説の内部と外部で、権力関係がどのように作用し、同時にそれが現実の国際関係にどのような影響を及ぼしているのか、という問題を理論的に明らかにすることである。

方法論上の特徴としては、ミシェル・フーコーの権力と知の相関性に関する研究および諸概念を導入し、国際関係と国際関係理論、あるいは安全保障と安全保障研究といった常識的に画定された境界の侵犯を試みている点が指摘できる。権力と知の関係は一方が他方を一義的に規定するものではなく、両者は常に相互に依存しあいながら、自らの存在を維持する。知識による正当化なしに存続できる権力装置は存在しないし、権力による制度的裏付けなしに、特定の「知の体系」を社会的に存続させていくことはできない。権力と知は常に表裏一体であり、一方だけを分離して語ることは不可能なのである。この構造的な一体性を理解するうえで、本論文で最も重要な役割を果たしているのが、フーコーの「権力/知 (pouvoir/savoir)」概念である。以上の問題意識ならびに方法論に基づいて、国際関係理論という言説と安全保障領域を中心とした現実の国際関係の間で横断的に展開する権力関係を一体的に分析しようとした。

具体的な構成は以下の通りである。まず第1章では、冷戦後の国際関係理論の論争である「ポスト実証主義論

争」を起点として、いったいそこで何が問題とされているのかが、冷戦構造の崩壊という現実の国際関係の変動と関連づけながら検証される。

次に、社会科学における実証主義とはどのように構築されてきたか、その系譜を辿ることによって、「実証主義」という曖昧な概念の正確な意味理解が試みられている。そのうえで、現代国際関係理論の問題点が、権力/知の観点から理論的に明確化される。

第2章では、ネオリアリズム、ネオリベラル制度主義、コンストラクティヴィズムという、現代国際関係理論における三つの代表的パラダイムが、いわゆるネオネオ総合と権力/知の観点から検証される。これにより、国際関係理論におけるパラダイム間の関係が、一般に考えられているのとは異なり、実証主義という共通のフレーム・ワークの中で一体化しているということが明らかにされている。

第3章では、国際関係論の下位分野としての安全保障研究に焦点をおき、系譜学を通じて、これが権力/知の観点から検証されている。一般に「安全保障」という概念は論争概念として認識されているが、権力/知の観点からすれば、それは必然的に権力闘争という意味合いを帯びている。この点から、冷戦後の安全保障領域の多元化傾向にもかかわらず、主権国家という普遍的な安全保障主体を恣意的に押しつけるという権力が依然として作用していることが明らかにされている。

また安全保障領域では、国家間同盟および普遍的国際機構等、国際制度の存在が特に重要になる。なぜなら、国際制度の持つ政治的正統性は、安全保障をめぐる権力闘争と密接な関係にあるからである。本章では、同盟・集団安全保障体制・安全保障レジームが、安全保障保の手段という観点から論じられている。

第4章および第5章では、安全保障と権力/知の関係の具体的事例として、国際連合創設をめぐる政治過程ならびに、冷戦後の日米同盟の「再定義」と沖縄基地問題をとりあげ、国際関係理論および安全保障研究という知の体系が、これに及ぼす権力作用が検証されている。

そして終章では、国際レジームを通じた時空間構造の再配置という形で出現しつつある。冷戦後のグローバルな権力構造と、それが安全保障関係に及ぼす影響について論じている。結論として明らかになったのは、新しいグローバルな権力構造が、一方で世界秩序の相対的安定をもたらしながらも、他方で、安全保障主体たりえない異質の「他者」に対しては、抑圧的なグローバル・パノプティコンとして機能しているという点である。

審 査 の 結 果 の 要 旨

国際関係理論における最先端の理論としてのポスト実証主義理論を、特にポストモダンの方法論に依拠して十分に消化し、それを通じて、現実の国際関係、とりわけ安全保障に潜む“知の権力性”を明らかにした点で、独創性に富み、かつ実証性に裏づけられた、高水準の理論研究として高く評価された。

用語と表現に若干の晦渋さがあることを指摘されたが、高度な理論水準に達する優れた論文として位置づけられた。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。